

WEB サイト「高野・山麓いと楽し」のドメイン・レンタルサーバー提供業務委託に係る
受託事業者募集要領

1 公告年月日

令和5年3月2日（木）

2 事業内容

(1) 事業年度

令和5年度

(2) 業務の名称

WEB サイト「高野・山麓いと楽し」(<https://ito-tanoshi.com>)のドメイン・レンタルサーバー提供業務

(3) 調達業務の内容

別紙仕様書のとおり

(4) 契約期間

令和5年4月1日(土)から令和6年3月31日(日)

3 参加対象事業者

次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づき競争入札参加資格者名簿に登載されている者（入札参加資格の停止の期間中である者を除く。）であり、その競争入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類『6 情報処理』の小分類『2 開発・保守他』」であること。

(3) 和歌山県内に本店を有する者であること。

(4) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成20年制定）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(5) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

4 質問票の提出

本業務の仕様等に質問がある場合は、令和5年3月2日（木）から令和5年3月9日（木）までの間において、下記により質問票（様式1）を提出すること。

(1) 提出方法

郵送（必着）、持参、FAX、e-mail のいずれかの方法により提出すること。

(2) 提出先

郵送：〒648-8541 橋本市市脇4丁目5番8号 橋本・伊都広域観光協議会事務局(伊都振興局地域振興部企画産業課内)

持参：橋本市市脇4丁目5番8号 橋本・伊都広域観光協議会事務局(伊都振興局1F地域振興部企画産業課内)

FAX：0736-33-4931

e-mail：e1303163@pref.wakayama.lg.jp

※質問に対する回答は、原則として令和5年3月10日(金)までに橋本・伊都広域観光協議会ホームページにて公開する。

5 見積書の提出

業務委託を希望する事業者は下記により見積書を提出すること。

(1) 提出期限

令和5年3月13日(月) 17:00まで

(2) 提出方法

郵送(必着)又は持参により提出すること。

(3) 提出先

郵送：〒648-8541 橋本市市脇4丁目5番8号 橋本・伊都広域観光協議会事務局(伊都振興局地域振興部企画産業課内)

持参：橋本市市脇4丁目5番8号 橋本・伊都広域観光協議会事務局(伊都振興局1F地域振興部企画産業課内)

(4) その他

ア あて先は「橋本・伊都広域観光協議会 会長 岡本 章」とすること。

イ 法人にあっては所在地、法人の名称、代表者及び担当者の職名・氏名・連絡先(電話番号)、個人にあっては住所・氏名・連絡先(電話番号)を記載すること。

ウ 消費税及び地方消費税を含んだ見積合計金額を記載すること。

エ 見積書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、見積書の見積金額は、訂正することができない。

オ 見積書は、封筒に入れて密封し、その封筒の封皮には見積者の氏名及び業務の名称を記載すること。

6 見積の無効について

本要領に示した参加する者に必要な資格のない者がした見積もり及び本要領に記載する無効な見積もりに該当する見積もりは、無効とする。

なお、和歌山県から和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書を受けた者であっても、決定後入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等見積書の提出期限の日の時点で3に掲げる要件を満たしていない者のした見積もりは、無効とする。

次の各号のいずれかに該当する見積もりは、無効とする。

- (1) 所定の提出期限までに提出されなかった見積もり
- (2) 見積りが2以上の見積もりをした場合のそのいずれもの見積もり
- (3) 明らかに談合その他の不正な行為によってされたと認められる見積もり
- (4) 5に定める記載事項を欠いた見積書による見積もり
- (5) 見積金額を訂正した見積書による見積もり
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積書による見積もり
- (7) その他参加に関する条件に違反した見積もり

7 落札者の決定について

- (1) 開札（封筒を開封し、見積書を確認することをいう。以下同じ。）は、橋本・伊都広域観光協議会事務局の複数の職員により行うものとする。
- (2) 提出期限後の見積書の提出は認めない。
- (3) 開札は、見積書の提出期限後直ちに行い、開札の結果（落札者の決定を含む。）については、見積結果表を作成して整理するものとする。
- (4) 和歌山県財務規則第109条の規定により同規則第102条の規定に準じて定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な見積もりを行った者を落札者とする。
- (5) 落札者となるべき同価の見積もりをした者が2人以上あるときは、直ちに当該見積りに代わって当該開札事務に関係のない橋本・伊都広域観光協議会事務局の職員にくじを引かせるものとする。
- (6) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が3に掲げるいずれかの要件を満たさなくなったときは、契約を締結しないものとする。この場合において、橋本・伊都広域観光協議会は落札者に対して損害賠償責任その他の何らの責任を負わないものとする。
- (7) 天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、本募集を延期（中断を含む。）し、又は取りやめることができる。見積りが談合し、又は不穏な挙動をする等の場合で落札者を公正に決定できない状況にあると認められたときも、同様とする。
- (8) その他本募集事務の執行については、本要領に基づき、橋本・伊都広域観光協議会事務局長が決定する。

8 契約書の要否

否（ただし、契約書に代え請書を徴する。）

9 その他

本募集及びそれに基づく発注（契約）に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称

橋本・伊都広域観光協議会 事務局

（和歌山県伊都振興局地域振興部企画産業課内）

(2) 所在地 橋本市市脇4-5-8

郵便番号 648-8541

電話番号 0736-33-4909

ファクシミリ番号 0736-33-4931